

桶川市DV対策及び困難女性支援連絡会議設置要綱

(令和7年7月15日市長決裁)

桶川市ドメスティック・バイオレンス対策連絡会議設置要綱(平成16年1月16日市長決裁)の全部を改正する。

(設置)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。)第5条の2の規定に基づく協議会及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。)第15条第1項の規定に基づく支援調整会議の機能を一体的に運用し、配偶者からの暴力(以下「DV」という。)及び困難な問題を抱える女性への支援を総合的かつ効果的に推進することを目的として、桶川市DV対策及び困難女性支援連絡会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援体制や施策に関すること。
- (2) DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援に関する情報共有及び連携に関すること。
- (3) 個別の支援ケースに関する情報共有及び連携に関すること。
- (4) その他、会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、別表1に掲げる庁内関係課及び別表2に掲げる外部の機関をもって組織する。

2 会議に出席する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表1に掲げる庁内関係課に属する職員のうちから、所属長が指名する者
- (2) 別表2に掲げる外部の機関に属する者のうちから、当該機関が指

名する者

(会議)

第4条 会議は、連絡会議及び個別事案によって必要に応じて開催する個別ケース検討会議とする。

2 会議は、人権・男女共同参画課長が招集し、主宰するものとし、前条第2項に掲げる者以外の関係者の出席を求めることができる。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、個別の支援ケースに対応するため、人権・男女共同参画課長が必要と認める場合に開催する。

2 個別ケース検討会議に出席する者は、第3条第2項に掲げる者のうちから、人権・男女共同参画課長が指名する者とする。

3 第3条第2項に掲げる者は、必要に応じて、個別ケース検討会議の開催を人権・男女共同参画課長に求めることができる。

4 個別ケース検討会議で知り得た個人情報、個別の支援に必要な範囲で共有し、それ以外の目的で使用してはならない。

(守秘義務)

第6条 会議に出席した者は、会議で知り得た情報について、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、市長決裁の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

秘書広報課
人権・男女共同参画課
税務課
収税課
市民課
社会福祉課
障害福祉課
高齢介護課
保険年金課
保育課
子ども未来課
健康増進課
学校支援課
学務課

別表第 2（第 3 条関係）

埼玉県人権・男女共同参画課又は男女共同参画推進センター
埼玉県東部中央福祉事務所
埼玉県中央児童相談所
埼玉県鴻巣保健所
埼玉県上尾警察署
桶川市民生委員・児童委員協議会
桶川市社会福祉協議会
桶川北本伊奈地区医師会